本号で公布された法令のあらまし

◇**特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律**（法律第七号）（農林水産省）

1　特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の有効期限を五年延長し、平成二九年三月三一日までとすることとした。（附則第二項関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**内閣官房組織令の一部を改正する政令**（政令第七九号）（内閣官房）

1　内閣審議官の定数を四三人とし、うち二七人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとすることとした。（第六条第三項関係）

2　内閣参事官の定数を六三人とし、うち二一人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとすることとした。（第八条第三項関係）

3　平成二四年三月三一日まで置かれる内閣審議官一人の存置期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（附則第二項関係）

4　平成二四年三月三一日まで置かれる内閣審議官一人の存置期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第四項関係）

5　当分の間、内閣参事官の定数を六二人とし、うち二〇人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとすることとした。（第八条第三項及び附則第九項関係）

6　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇**金融庁組織令の一部を改正する政令**（政令第八〇号）（金融庁）

1　総務企画局に置かれる参事官のうち一人を廃止することとした。（第六条及び附則第五条関係）

2　総務企画局に置かれる参事官のうち一人の設置期間を撤廃することとした。（附則第五条関係）

3　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇**総務省組織令の一部を改正する政令**（政令第八一号）（総務省）

1　総務省における内部部局の職について、大臣官房に置く参事官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものに限る。）の人数を四人から三人に変更することとした。（第一九条関係）

2　消防庁予防課の所掌事務の一部を同庁総務課の所掌事務とすることとした。（第一四六条及び第一四八条関係）

3　自治行政局の所掌事務の特例である特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務の存続期限を五年延長し、平成二九年三月三一日までとすることとした。（附則第四条関係）

4　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇**在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令**（政令第八二号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　在外公館に勤務する外務公務員に支給する住居手当の控除額及び限度額を改定することとした。（別表第二関係）

3　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇**農林水産省組織令の一部を改正する政令**（政令第八三号）（農林水産省）

1　特殊土壌地帯の災害防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する農村振興局の所掌事務の特例の期限を五年延長し、平成二九年三月三一日とすることとした。（附則第四条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**国土交通省組織令及び国土審議会令の一部を改正する政令**（政令第八四号）（国土交通省）

一　国土交通省組織令改正関係

1　水管理・国土保全局河川環境課及び防災課の所掌事務を変更することとした。（第九五条及び第九七条関係）

2　鉄道局に都市鉄道政策課、鉄道事業課及び国際課を置くこととした。（第一二五条、第一二六条及び第一二七条関係）

3　港湾局に産業港湾課及び海洋・環境課を置くこととした。（第一六〇条及び第一六二条関係）

4　国土政策局等の所掌事務の特例等を変更することとした。（附則第二条、第七条及び第八条関係）

二　国土審議会令改正関係

特殊土壌地帯対策分科会の設置期限の延長を行うこととした。（附則第二条関係）

三　この政令は、一部の規定を除き、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇**防衛省組織令の一部を改正する政令**（政令第八五号）（防衛省）

1　大臣官房に置かれる審議官のうち一人の設置期間を平成二八年三月三一日までとすることとした。（附則第五項関係）

2　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇**恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第八六号）（総務省）

1　平成二四年度における恩給改定率を〇・九七六とすることとした。（第一条関係）

2　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇**都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第八七号）（国土交通省）

1　民間事業者が国土交通大臣による民間都市再生整備事業計画の認定を申請することができる都市再生整備事業の規模について、次に掲げる区域において施行される民間都市開発事業にあっては〇・二ヘクタール以上とする特例の適用期間を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第二項関係）

㈠　首都圏整備法第二条第四項に規定する近郊整備地帯

㈡　近畿圏整備法第二条第四項に規定する近郊整備区域

㈢　中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条に規定する区域であるものを除く。）

㈣　地方自治法第二五二条の一九第一項に規定する指定都市

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第八八号）（国土交通省）

1　近畿圏及び中部圏の都市開発区域における地方税の不均一課税に伴う措置の適用を平成二六年三月三一日まで延長することとした。

2　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇**東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令**（政令第八九号）（経済産業省）

1　中小企業信用保険法の特例の期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第九〇号）（金融庁）

1　預金保険機構の早期健全化勘定における預金保険機構による借入金及び預金保険機構債の発行の限度額の規定を削除することとした。

2　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。